

令和2年4月17日  
運転免許センター

新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の通常の手続きをとることが困難である方へのお知らせ

～ 更新期間の延長と再度の延長措置 ～

1 更新期間延長

(1) 対象者

運転免許更新期間の延長にかかる措置は、これまで運転免許証の有効期間の末日が本年4月30日までの方を対象としていましたが、有効期間の末日が本年5月1日から本年7月31日までの間の方も対象となりました。

※ 本来の更新期間前に、運転免許の更新期間の延長手続きをした場合は、更新期間を通知するはがきが届くことがあります。

(2) 申請手続

新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の手続きをとることが困難な方は、運転免許センター又は最寄りの警察署へ申し出をするか、代理人による申請又は郵送による申請により、講習や適性検査を受けるなどの更新手続を行わずに、有効期間の末日から3か月先まで運転することができるよう（免許証裏面に、その旨を記載します。）になります。

なお、この申し出は、運転免許が失効する前に行う必要があります。

2 再度の延長措置

有効期間の延長手続後の末日が本年7月31日までの方は、再度有効期間の末日の延長の申し出をすることができます。

3 その他

(1) 代理人による申請の場合は、申請者の運転免許証、委任状と代理人の身分を証明するものが必要です。

(2) 郵送による申請の場合は、更新手続（開始・継続）申請書、運転免許証のコピー（表裏）、返信用封筒（84円切手を貼付し、申請者のあて名を記載したもの。）を同封してください。

詳しくは、運転免許センター免許管理係（059-229-1212（代））へお問い合わせください。

運転免許センターの所在地  
〒514-8518  
津市垂水2566番地